



埼玉県報

第 2 6 3 8 号
平成26年10月17日
金 曜 日

目 次

告示

- [予算の公表\(財政課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(秩父地域振興センター\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [保安林の指定予定\(森づくり課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の実施\(用地課\)](#)
- [河川区域の指定\(水辺再生課\)](#)
- [河川立体区域の指定\(水辺再生課\)](#)
- [理事の氏名及び住所の届出\(西吉見南部組合\)\(市街地整備課\)](#)
- [県道さいたま幸手線の供用の開始\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [県立4病院の灯油\(平成26年度12・1月分\)の調達に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立循環器・呼吸器病センターの生化学自動分析システムの賃貸借に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)

告 示

埼玉県告示第千三百五十五号

埼玉県議会平成二十六年九月定例会において議決された平成二十六年年度埼玉県一般会計補正予算（第三号）及び平成二十六年年度埼玉県病院事業会計補正予算（第二号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十六年十月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成26年度埼玉県一般会計補正予算（第3号）

平成26年度埼玉県一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,555,292千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,790,750,829千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		180,831,447	2,213,061	183,044,508
	2 国庫補助金	68,722,234	2,213,061	70,935,295
10 財産収入		11,095,939	4,190	11,100,129
	1 財産運用収入	7,114,795	4,190	7,118,985
12 繰入金		89,704,410	243,925	89,948,335
	2 基金繰入金	86,143,487	243,925	86,387,412
13 繰越金		500,000	237,116	737,116
	1 繰越金	500,000	237,116	737,116
15 県債		311,402,000	32,857,000	344,259,000
	1 県債	311,402,000	32,857,000	344,259,000
歳入合計		1,755,195,537	35,555,292	1,790,750,829

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		3,087,060	57,343	3,144,403
	1 議会費	3,087,060	57,343	3,144,403
2 総務費		88,262,310	34,333,800	122,596,110
	2 企画費	9,373,867	32,759,443	42,133,310
	4 環境費	10,913,944	1,574,357	12,488,301
3 民生費		321,377,235	625,686	322,002,921
	1 社会福祉費	228,491,591	604,836	229,096,427
	2 児童福祉費	79,763,611	20,850	79,784,461
5 労働費		7,721,106	11,405	7,732,511
	1 労政費	3,859,919	11,405	3,871,324
6 農林水産業費		49,083,305	145,412	49,228,717
	1 農業費	34,858,090	145,412	35,003,502
8 土木費		108,630,689	20,000	108,650,689
	1 土木管理費	11,225,703	20,000	11,245,703

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		1,007,455	186,027	1,193,482
	1 農林水産施設災害復旧費	71,202	51,027	122,229
	2 土木施設災害復旧費	651,320	135,000	786,320
12 公債費		268,485,801	175,619	268,661,420
	1 公債費	268,485,801	175,619	268,661,420
歳出	合計	1,755,195,537	35,555,292	1,790,750,829

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度	額
上尾地方庁舎防災行政無線施設整備事業	平成27年度		230,553
若手社員の職場定着支援事業	平成27年度		35,284
建設業担い手育成事業	平成27年度		80,980

第3表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
埼玉高速鉄道株式会社 経営再構築支援事業	32,751,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	償還期限は、30年以内とし、その他条件については、債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
農林施設災害復旧事業	33,000	同 上	同 上	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
土木施設災害復旧事業	44,000	同 上	同 上	同 上

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
心身障害児(者)援護施設等整備事業	1,063,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	1,085,000		(補正前に同じ。)	
児童福祉施設整備事業	329,000	同	同	同	336,000		(同)	上)

平成26年度埼玉県病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成26年度埼玉県病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成26年度埼玉県病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 病院事業収益	49,679,116	630,000	50,309,116
第3項 特別利益	237,135	630,000	867,135

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 病院事業費用	52,641,451	630,000	53,271,451
第3項 特別損失	4,205,483	630,000	4,835,483

告 示

埼玉県告示第千二百五十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年十月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ソーシャルワーク
- 三 代表者の氏名
今村 美佳子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市飯塚一丁目三番二十六 二百一号ジェム川口プライムアベニュー
1
- 五 定款に記載された目的
この法人は、本来、生まれながらにして自分らしく自由に生きる権利を有している人々が、その置かれた環境により、社会的又は経済的關係において個人の尊厳を傷つけられることのないよう、その権利を守るための活動を行い、一人ひとりの市民が個人として尊重され、自由と幸福が追求できる社会の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百五十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年十月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十月八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人キラキラ
- 三 代表者の氏名
齋藤 和美
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県朝霞市栄町一丁目五番七十四 一〇五号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、「すべての人々が輝いて生きる」ということを理念とし、高齢者や障害児・者等及びその家族からの相談に応じ、地域で安心・安全な自立した日常生活と社会生活を営んでいくために総合的な支援事業等を行い、地域福祉に貢献するとともに、地域住民が心豊かで笑顔に満ち溢れ、共に営むことができる地域社会の創造に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百五十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県秩父地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年十月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人小鹿の夢

三 代表者の氏名

山 口 桃 王

四 主たる事務所の所在地

埼玉県秩父郡小鹿野町河原沢七百六十七番地

五 定款に記載された目的

（変更前）本会は、障害者及び高齢者に対し、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業を行い、社会全体の公益の増進に寄与することを目的とする。

（変更後）本会は、障害者及び高齢者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業を行い、社会全体の公益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク熊谷銀座店

埼玉県熊谷市銀座二丁目二百二十六番外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・ 近隣住民への店舗の営業時間等についての周知、丁寧な対応をお願いし
ます。

・ 沿道利用するうえでの地元対策には万全を期してほしいと考えており
ますので、御配慮願います。特に開店まもなくは混雑が予想されますので
佐谷田線等の安全かつ円滑な通行環境の確保をお願いします。

・ 店舗周辺の道路が、市立熊谷東小学校及び市立富士見中学校の通学路にな
っているので、児童生徒の安全確保をお願いします。

・ 本件届出においては、「平均的な状況を呈する日における等価騒音レベル
の予測の結果及びその算出根拠」が付されているものの、住宅地が隣接して
いることから、操業の時間等騒音発生について十分な配慮をお願いします。
また、荷捌き車両停車中及び駐車場ではアイドリング・ストップを励行し、
発生苦情に対しては誠実に対応してください。

・ 廃棄物の排出抑制に一層取り組みられると共に、適正処理に努めてください。

二 縦覧期間

平成二十六年十月十七日から平成二十六年十一月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千二百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

蓮田椿山ショッピングセンター

埼玉県蓮田市椿山二丁目百二十四 三十六、二百十六 五百五十五、五百六十三、六百三十九

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社マルエツ 代表取締役 高橋恵三

（変更後）株式会社マルエツ 代表取締役 上田真

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社マルエツ 代表取締役 高橋恵三

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈

（変更後）株式会社マルエツ 代表取締役 上田真

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈

ハ 変更年月日

平成二十五年四月一日

二 届出年月日

平成二十六年九月四日

ニ 縦覧期間

平成二十六年十月十七日から平成二十七年二月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年十月十七日から平成二十七年二月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千三百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルエツ草加八幡店

埼玉県草加市八幡町千三百三十二 一番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社マルエツ 代表取締役 高橋恵三

（変更後）株式会社マルエツ 代表取締役 上田真

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社マルエツ 代表取締役 高橋恵三

（変更後）株式会社マルエツ 代表取締役 上田真

ハ 変更年月日

平成二十五年四月一日

二 届出年月日

平成二十六年九月四日

二 縦覧期間

平成二十六年十月十七日から平成二十七年二月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年十月十七日から平成二十七年二月十七日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千三百六十二号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十六年十月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県秩父市久那字高根一五二九、一五三一、一五四六の一、一五四六の二、一五四七の一、一五四九の一、一五四九の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種を定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備えて置いて縦覧に供する。)

告 示

埼玉県告示第千三百六十二号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（区域線測量、四級基準点復旧測量）

三 作業地域

さいたま市全域

四 作業期間

平成二十六年六月二日から平成二十七年一月三十日まで

告 示

埼玉県告示第千二百六十四号

測量計画機関である春日部市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

春日部市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

春日部市全域

四 作業期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月十六日まで

告 示

埼玉県告示第千二百六十五号

測量計画機関である嵐山町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

嵐山町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

嵐山町全域

四 作業期間

平成二十六年八月五日から平成二十七年二月二十七日まで

告 示

埼玉県告示第千二百六十六号

測量計画機関である和光市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

和光市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

和光市全域

四 作業期間

平成二十六年十二月一日から平成二十七年三月二十日まで

告 示

埼玉県告示第千二百六十七号

測量計画機関である三郷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

三郷市

二 作業種類

公共測量（デジタル撮影 縮尺一万分の一）

三 作業地域

三郷市全域

四 作業期間

平成二十六年九月二十三日から平成二十七年三月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千三百六十八号

平成二十五年埼玉県告示第千四百五号で公示した公共測量（三郷市三級基準点改測、街区基準点座標補正、三級水準測量）は、平成二十六年八月三十一日終了した旨測量計画機関である三郷市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第千三百六十九号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十月十七日

埼玉県知事 上田清司

一 作業種別

基本測量（地理識別子整備業務）

二 作業期間

平成二十六年十一月十七日から平成二十七年二月四日まで

三 作業地域

加須市、東松山市

告示

埼玉県告示第千二百七十号

利根川水系に係る指定区間の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部水辺再生課及び埼玉県越谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十月十七日

埼玉県知事 上田清司

一 河川の名称

元荒川

二 指定に係る河川区域の存する区間

大相模調節池

左岸 越谷市大成町六丁目七十番一地先から同市東町六丁目四百三番四地先

まで

右岸 越谷市大成町六丁目六十八番一地先から同市東町六丁目四百三番一地先

まで

三 指定に係る河川区域

一 項第一号及び第二号の区域以外の区域
関係図書の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第

告 示

埼玉県告示第千二百七十一号

利根川水系に係る指定区間の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五十八条の二第一項の区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部水辺再生課及び埼玉県越谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 区域の存する河川

元荒川

二 区域の表示

イ 導水路

(1) 区域の長さとは幅

越谷市大成町八丁目二千四百九十二番二地先と同市大成町六丁目六十八番三
地先との間の導水路の中心線から左右岸三・一五メートルまでの間でトンネ
ルが存する区域及び当該トンネルの関連施設の存する区域

(2) 区域の高さ

越谷市大成町八丁目二千四百九十二番二地先の標高五・三三メートルと同
市大成町六丁目六十八番三地先の標高六・六三メートルを導水路に沿って結
んだ線から十二・六六メートルから十八・七五メートルの深さまでの間でト
ンネルが存する区域及び当該トンネルの関連施設の存する深さまでの区域

ロ 排水路

(1) 区域の長さとは幅

越谷市東町六丁目四百三番三地先と同市東町五丁目二百十四番三地先の間
の排水路の中心線から左右岸二・一七五メートルまでの間でトンネルが存す
る区域及び当該トンネルの関連施設の存する区域

(2) 区域の高さ

越谷市東町六丁目四百三番三地先の標高六・一三メートルと同市東町五丁
目二百十四番三地先の標高五・一二メートルを排水路に沿って結んだ線から
十一・六一メートルから十五・六〇メートルの深さまでの間でトンネルが存
する区域及び当該トンネルの関連施設の存する深さまでの区域

告 示

埼玉県告示第千三百七十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により西吉見南部土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年十月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

新 島 久 徳 埼玉県比企郡吉見町大字南吉見千四百七十四番地

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年十月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 川 村 一 峰

<p>さいたま幸手線</p>	<p>路線名</p>
<p>白岡市岡泉字大山九一七番一地从先から 同市岡泉字大山九一八番一地从先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十六年十月十七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十六年十月三日付け埼玉県杉戸県 土整備事務所長告示第六号で告示した道 路区域の変更の供用開始である。 延長 二九・五 メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十六年四月二十二日

指令川建セ第二六〇〇六〇号

二 検査済証番号

平成二十六年十月十四日

川建セ第二六〇〇八九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字古里字馬内千三百七十八番二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡ときがわ町大字本郷四百十三番地

吉場 章

告 示

埼玉県病院事業告示第三十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十六年十月十七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

灯油 JIS 1号 235,100リットル

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成26年12月1日から平成27年1月31日まで

(4) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室780番地 埼玉県立がんセンター

ウ 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地 埼玉県立小児医療センター

エ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

(5) 一連の調達契約に関する事項

今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期

灯油 JIS 1号 225,000リットル

平成26年12月

(6) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停

止措置を受けていない者であること。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 田村、三谷
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。（事前に電話により連絡すること。）

- (3) 入札説明会

なし。

- (4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年11月21日午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年11月20日午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成26年11月21日午後2時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）

を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年11月7日午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所へ郵送又は持参により提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便に限り、上記期限内に必着とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を

平成26年10月20日までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（物品）（〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出し、入札参加に必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosene JIS(No.1) 235,100ℓ

(2) Time-limit for tender:

2:00 p.m. November 21, 2014 (Bidding by registered mail must be received by 5:00p.m. November 20, 2014)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

告 示

埼玉県病院事業告示第三十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十月十七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
生化学自動分析システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立循環器・呼吸器病センター 用度担当
埼玉県熊谷市板井 1696 番地
- 3 落札者を決定した日
平成 26 年 10 月 7 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社スズケン
愛知県名古屋市東区東片端町 8 番地
- 5 落札金額
99,144,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 26 年 8 月 26 日

告 示

埼玉県教委告示第二十九号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十六年十月十七日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

一 日時

平成二十六年十月二十四日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則について
- ロ 埼玉県教科用図書採択地区の変更について
- ハ その他